



箕 監 第 4 6 号
令和2年(2020年)8月24日

箕面市長 倉田哲郎様

箕面市監査委員

瀧 洋二郎

中嶋三四郎



令和2年度(2020年度)定期監査(施設監査)の結果について

標記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和2年度定期監査(施設監査)を実施した結果を、同条第9項及び箕面市監査基準(令和2年箕面市監査委員規定第1号)第16条第1項の規定により、別添のとおり提出します。

令和 2 年度
(2020 年度)

定 期 監 査 報 告 書

(施 設 監 査)

箕面市監査委員

施設監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和2年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う。）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する施設監査に限る。

3 監査の対象

総合保健福祉センター（分館を含み、分室を除く） 桜ヶ丘図書館 西南図書館
郷土資料館 青少年指導センター

4 監査の日程及び実施場所

令和2年6月25日から7月31日まで 監査委員事務局及び各対象施設

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

事務（施設の管理運営を含む）の執行が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、とりわけ施設の管理運営が適正かつ効率的に行われ、安全性が確保されているかに留意して実施した。

監査の重点項目としては、契約関連事務及び補助金・交付金等の交付事務を必須項目とし、これにリスクの重要度、市民の関心の高い事業等として出納事務、施設管理に関する事務並びに防災、防犯及び危機管理に関する事務を選択項目として加えた。

これら重点項目に関係する簿冊等の書類を提出させて内容を確認するとともに、7月1日、2日、3日及び7日に事務局職員による現地視察を含めた予備監査を行い、施設管理担当者に対して質問し、説明を求めた。

予備監査の結果を踏まえ、危機管理に関連して新型コロナウイルス感染症の防止対策の事務についても対象とし、担当部局に対して調査票により項目を絞って説明を求め、7月20日には監査委員による現地視察を一部施設において行い、新型コ

コロナウイルス感染防止の観点から同月27日付けで書面監査に切り替え、監査を執行した。

7 監査の結果

予算の執行その他財務に関する事務は、概ね適正に執行され、重点項目として提出を求めた契約、補助金・交付金及び施設管理に関する簿冊並びに防災、防犯及び危機管理に関する簿冊及びマニュアルについては特に問題となるものはなかった。また、各施設とも新型コロナウイルス感染防止対策がとられていることを確認した。しかし、依然として事務処理上の軽易なミスが散見されるとともに、各施設のうち改善・検討を要する事項が何点かあった。これらを含めて、各施設の監査結果については、次頁以下に記載のとおりである。

各施設とも、引き続き、適正かつ効率的で安全な管理運営に尽力されることを要望する。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋二郎

監査委員 中嶋 三四郎

桜ヶ丘図書館

(1) 施設概要

- ①開設 平成3年6月1日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
(桜ヶ丘人権文化センターとの複合施設)
- ③敷地面積 1, 106 m² (複合施設全体)
- ④延床面積 1, 007 m² (複合施設全体) のうち144 m²
- ⑤管理体制 館長1名 (兼務)、常勤職員1名、会計年度任用職員3名

(2) 防犯対策・防災対策について

共用部分を含めて複合施設を代表して管理している桜ヶ丘人権文化センターとともに避難訓練を実施している。

(3) 備品 (50万円以上のもの) について

適正に管理されている。

(4) 公金について

適正に管理されている。

(5) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対策について

3密対策、利用者の動線案内や掲示物についても、中央図書館の指示に基づいて行われている。

(7) その他

一部の書類の保管方法が不適切であったが、予備監査後に速やかに改善された。

西南図書館

(1) 施設概要

- ①開設 平成13年1月12日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建て
- ③敷地面積 2,570㎡
- ④延床面積 3,380㎡
- ⑤管理体制 館長1名、参事1名、常勤職員2名、会計年度任用職員11名

(2) 防犯対策・防災対策について

毎年1月に防災等の避難訓練を実施している。(窓口業務等の委託事業者職員を含む)

(3) 備品(50万円以上のもの)について

適正に管理されている。

(4) 公金について

適正に管理されている。

(5) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(6) 貸館及び駐車場について

適正に運営されている。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対策について

3密対策、利用者の動線案内や掲示物についても、中央図書館の指示に基づいて行われている。

(8) その他

施設の一部において、一時的に本来の利用が困難になっているところが見受けられたので、改善の上、適切に利用できるようにされたい。

郷土資料館

(1) 施設概要

- ①開設 平成18年8月1日（移転）
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階建て
（みのおサンプルプラザ1号館）
- ③延床面積 展示スペース 594.30㎡（地階の一部）
事務室 546.46㎡（5階の一部）
- ④管理体制 館長1名、参事1名、再任用職員（短時間勤務）1名、任期付職員（短時間勤務）1名
- ⑤運営体制 展示スペースの運営は箕面市退職者会に協力を依頼

(2) 防犯対策・防災対策について

みのおサンプルプラザの不動産管理をしている箕面都市開発株式会社とともに、年2回避難訓練を実施している。

(3) 備品（50万円以上のもの）について

適正に管理されている。

(4) 公金について

適正に管理されている。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対策について

3密対策、利用者の館内動線明確化のための間仕切り設置や、感染防止対策のための掲示などを実施している。

青少年指導センター

(1) 施設概要

- ①開設 平成18年6月1日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階建て
(みのおサンプラザ1号館)
- ③延床面積 125.49㎡(5階の一部)
- ④管理体制 館長1名、参事1名、常勤職員1名、会計年度任用職員1名

(2) 防犯対策・防災対策について

みのおサンプラザの不動産管理をしている箕面都市開発株式会社とともに、年2回避難訓練を実施している。

(3) 公金について

適正に管理されている。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対策について

事務所及び相談室の3密対策や、感染防止対策のための掲示などを実施している。対面による面談ではなく、電話やメール等に対応するなど、活動方法においても工夫を行っている。

総合保健福祉センター

(1) 施設概要

【本館】

- ①開設 平成8年4月1日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建て
(医療保健センター、介護老人保健施設との複合施設)
(地下駐車場は、貸付先の株式会社イチネンパーキングが管理)
- ③敷地面積 14,077㎡ (複合施設全体)
- ④延床面積 19,734.55㎡ (複合施設全体)

【分館】

- ①開設 平成16年5月1日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
- ③敷地面積 2,902㎡
- ④延床面積 1,900.96㎡

【本館及び分館】

- ⑤管理体制 室長1名、グループ長1名、常勤職員1名 (以上は営繕室職員)
〔委託事業者:施設管理技術者2名(平日に限る。休日は1名。)、警備員2名〕

(2) 防犯対策・防災対策について

施設の管理については、みどりまちづくり部営繕室が行っており、施設の運営については、健康福祉部健康福祉政策室が行っている。双方ともに協力し、年に2回防災訓練を行っている。

(3) 公金について

適正に管理されている。

(4) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(5) 貸館について

適正に運営されている。なお、受付業務については、株式会社パソナに委託している。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対策について

施設出入口及び貸館利用者に対する手指消毒用アルコールの設置、受付窓口等

におけるアクリル板設置などの対策を行っている。

(7) 目的外使用許可等について

本館（医療保健センター、介護老人保健施設を除く）及び分館における店舗や事務所などの占有部分については、目的外使用許可及び使用料徴収・減免が適切に行われている。ただし、本館外部の敷地内にある有線アンテナ1件については、予備監査で漏れていたことがわかったため、現在手続中である。

(8) その他

施設の老朽化に伴い、本館（医療保健センター、介護老人保健施設を除く）で漏水及びそのおそれのあるものが4箇所発生しており、いずれも対応の検討を要する。なかでも、アトリウム東側の天井からの漏水については、応急対応に努められているが、利用者への影響を考慮の上、早急に改善されたい。また、2階の調理室については、漏水のおそれがあるので水道を使用しないこととしているが、本来の調理室としての利用に支障をきたしているため、用途変更を含めて対応を検討されたい。